

選択的夫婦別姓実現キャンペーン

法制審答申から 20 年、民法改正を求める院内集会

アピール

法制審議会は1996年2月、選択的夫婦別姓導入などの民法改正を答申しましたが、20年が過ぎた現在も実現していません。

最高裁は昨年12月、結婚改姓による不利益を認めながらも、民法750条の規定を合憲とし、法改正は国会で議論すべき、と判断しました。

国会は、最高裁から議論するよう委ねられていることを重く受け止め、早急に議論を始めなければなりません。

国連女性差別撤廃委員会は3月7日、再三の改善勧告を守らない日本政府に対し、早急な法改正を求めました。

司法による解決が失われた今、私たちは、今まで以上に切実に国会に対して法改正を実現するよう求めます。

法改正を滞らせている要因は、女性差別撤廃や人権政策に積極的に取り組む議員が少ないことにあります。今年は参議院選挙の年、一人一人の力を結集し、民法改正を実現させる大きな動きを作りましょう！

2016年4月13日

集会参加者一同